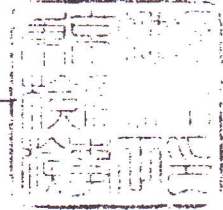


東地企第1020号
平成24年6月13日

行政文書不開示決定通知書

様

東京地方検察庁検事正 渡辺 恵



平成24年4月23日付け(受付第2号)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- ① 平成22年3月9日から10月4日までの期間中において、東京第五検察審査会が「被疑者 小澤一郎に対する政治資金規正法違反被疑事件」の審査につき、東京地方検察庁特別捜査部(以下「特捜部」という)の検察官が、事件の説明等をするために東京第五検察審査会に赴いたことがわかる文書。
- ② 前記1①その際の東京第五検察審査会から東京地検特捜部に会議出席の要請等があったことがわかる通知書等。(日時や場所等、目的等が記されているもの)

2 不開示とした理由

- ①の文書については、開示請求に係る行政文書を保有していないため。
- ②の文書については、刑事訴訟法第53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用を受けないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、判決の日から1年を経過し

た場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

* 担当課等 東京地方検察庁 情報公開窓口 (担当者名：山口, 齋宮)

Tel : 03-3592-5611 (内線 : 3994, 3993)